

## 第3章 計画の基本方針

### 1 基本理念

ケアタウン構想の基本理念である

「いのちを大切に作るケアタウンおだわら」

を本計画の基本理念とします。

### 2 基本目標

平成34年度までの第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想には「まちづくりの目標」の1つとして「いのちを大切に作るおだわら」が掲げられており、「生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまち」を目指すこととされています。

したがって、平成33年度までの本計画においても、前計画に引き続き、

「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」

を目標に掲げます。

○第5次小田原市総合計画「おだわらTRYプラン」の基本構想より抜粋

まちづくりの目標

(1) いのちを大切に作る小田原

地域での支えあいを大切に育て、地域医療体制の充実を図るとともに、福祉と医療が連携した包括的なケア体制をつくることにより、生涯を通じ安心していきいきと暮らすことのできるまちを目指します。また、子どもを産み育てる環境をしっかりと整え、未来を担う子どもたちが地域で見守られながら健やかに成長できるまちを目指します。

### 3 基本方針

#### (1) 総合的な相談支援体制の整備

制度や施策の縦割りが地域の生活課題に対して横断的に取り組みづらい状況をつくることがあります。市民の問題にそれぞれの状況に即して具体的に対応する地域福祉の現場では、地域での連携や横断的な取組が不可欠です。そこで、地域住民に身近な生活課題を迅速かつ適切に解決できるよう、福祉部門間の連携を強化し、市民が抱える様々な相談に柔軟に対応できる仕組みをつくります。

そして、地域福祉を推進するうえでは、弱い立場に置かれがちな人の権利が尊重され、守られることが基本となります。しかし、現実には、様々な差別や、子ども・障がい者・高齢者などへの虐待、ドメスティック・バイオレンス\*、高齢者や判断能力が十分ではない人などの消費者被害など、権利が侵害されている事例が増えてきているのが実情です。誰もが安心して心豊かに暮らしていくために、弱い立場に置かれがちな人たちの権利擁護について、地域と行政とが連携して支援します。

また、困っていても誰かに助けを求めたり、関係機関などに相談に行ったりすることができない人もいます。あるいは、制度と制度、組織と組織などの狭間から抜け落ちてしまう人もいるかも知れません。そうした人たちの現状をよく理解し、適切な支援に結びつけることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、様々な機会を捉えてニーズ把握に努めます。

#### (2) 地域支え合い体制づくりの推進

「いのちを大切に作るケアタウンおだわら」の前提となるのは、身近な地域で支え合う力です。そして、誰もが安心していきいきと暮らせる社会を地域全体でつくり、守っていくことが必要です。また、関係団体などの個々の取組がつながることで、課題が解決できたり、よりよい取組が生まれやすくなるなどの効果が期待できます。そこで、身近な地域で関係団体などが連携し、地域の課題を解決するための仕組みづくりに取り組みます。

そして、人や情報、事業者、さらには個々の取組など、地域福祉を支える様々な資源をつなげる人材を確保し、地域福祉のコーディネーターとして地域内で活躍してもらうことは、地域福祉を効果的・効率的に推進するうえで、非常に重要な要素となります。そこで、地域福祉に関する様々な団体の担い手育成をはじめ、多くの人が福祉について学ぶ機会を設けるなど積極的な人材育成に努めます。

また、地域福祉活動を推進する役割を担う社会福祉協議会や、地域の見守り役として常に住民の立場に立って活動している民生委員・児童委員\*などは、それぞれの地域において行政と連携した取組を展開してきました。今後は、さらに連携を強化し、

地域の実情にあった取組を進めるとともに、福祉事業者などとも連携を図りながら、それぞれの担い手が存分に力を発揮できる仕組みをつくります。

### （３）社会参加と自立支援の推進

すべての市民が安全かつ安心して住み、活動することができるよう、バリアフリー\*やユニバーサルデザイン\*といった考え方に基づいて、公共施設などの生活環境の整備に努めます。

また、生きがいを持って暮らすためには、地域の資源を生かしたレクリエーションや交流イベントなどを実施することにより、社会参加の場や機会を増やすことが必要です。そこで、誰もが参加しやすい条件や参加を支援する仕組みをつくります。さらに、プロダクティブ・エイジング\*の視点で、高齢者が自らの能力を発揮し、社会の活力を支える存在としていきいきと活動できるよう支援していきます。

そして、すべての市民が、住み慣れた地域で安心して暮らすためには、子どもから高齢者まで、また障がいがある人もない人も誰もが助け合いながら、協力し合って生活する仕組みが必要です。そこで、公的な支援の対象とならない生活上のちょっとした困り事を地域内の助け合いで解決する仕組みをつくります。

あらゆる活動の源は「健康」と言っても過言ではありません。健康づくりは、市民一人ひとりが主体的に意識を持って取り組んでいく必要があります。年々市民の健康志向も高まりつつあります。そこで、「自らの健康は自らが守る」といった健康に対する意識をさらに醸成し、体力の増強・心の健康に取り組むとともに、食を通じた健康づくりにも取り組みます。また、介護予防を充実することで、健康寿命の延伸を目指します。

### （４）災害時における要配慮者支援体制の整備

近い将来発生する可能性が高いとされる東海地震\*や神奈川県西部地震\*、または、近年、全国各地で発生している風水害などの災害の発生時に備え、避難等に支援を要する人に対して円滑かつ迅速な支援が行えるよう、小田原市要配慮者支援マニュアルの見直しを随時図りながら、支援を要する人の支援体制を整えていきます。

## 4 計画の体系

本計画の基本理念・基本目標に即し、かつケアタウン構想を積極的に推進するための取組の体系は、次のとおりです。

### 基本目標：「生涯を通じ安心していきいきと暮らせるまち」

基本方針	施策	取組の方向性
1 総合的な相談支援体制の整備	1 横断的な地域ケア体制の整備	地域における包括的な支援体制の充実
		相談体制の強化
	2 権利擁護の充実	権利擁護の普及促進
		社会的孤立者への対策の推進
		虐待対策の推進
	3 ニーズ把握の強化	情報共有の推進
		緊急時対応体制の構築
		訪問型の支援活動の推進
	2 地域支え合い体制づくりの推進	1 地域福祉活動の促進
団体活動の促進		
地域コミュニティ*の拠点づくり		
2 地域福祉を担う人づくり		人材教育の推進
		福祉教育の推進
		地域人材の活用促進
3 関係機関との連携強化		行政と市社会福祉協議会との連携
		民生委員・児童委員活動への支援
		福祉事業者との連携
3 社会参加と自立支援の推進	1 自立した生活を支える環境の整備	公共施設などのバリアフリー化の推進
		高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進
		障がい者の社会参加の促進
		生活応援隊事業の推進
		生活困窮者の自立支援
	2 主体的な介護予防・健康づくりの推進	地域ぐるみでの介護予防、健康づくりの推進
		食育*の推進
		健康管理の促進
	4 災害時における要配慮者支援体制の整備	1 災害時における要配慮者への支援